

非営利なのに課税??

はじめまして。私は、イギリスから来た Kathy と言います。
日本での生活をとても楽しんでます。

今日は、山田先生に日本の NPO 法人の税制の質問に来ました。というのも、私は、日本で NPO 法人を作ってイギリスの家庭料理の教室を開き、その利益でイギリス製の毛布やひざ掛けなどの毛糸製品を買い、日本の老人ホームのお年寄りに寄付したいのです。日本の NPO 法人の税制は、イギリスのチャリティ団体の税制と違うそうですが……。



Kathy



山田税理士

はい。日本の非営利法人税制は、事業で得た利益をどのように使うかではなく、どのような事業で利益を得るかを問題としており、33の事業に課税することとしています。
料理教室は、この33の事業に含まれますので、税金がかかることになります。

え?? チャリティ活動のためにやるのですから、利益を私のポケットに入れることはないのに、どうして税金が!?

NPO 法人の利益を全てチャリティ活動に使えないのですか? せっかくお年寄りのためにと頑張っても、その一部が税金に消えてしまうのでは……。

日本の税当局は、民間人にチャリティ活動をやってもらいたいとは考えていないということでしょうか?



ええと……、その辺りはちょっと……。

これからは、少子・高齢化が進み、福祉や医療などの分野で民間の非営利活動が重要な役割を果たすことはよく分かっていますし、今の制度が半世紀以上も見直されていないことも知ってはいますが、一税理士としては、如何とも……。